

令和8年度特定健康診査受診率向上対策事業及び 国民健康保険データヘルス計画中間評価業務委託に係る仕様書

1 業務名

令和8年度特定健康診査受診率向上対策事業及び国民健康保険データヘルス計画中間評価業務委託

2 業務の目的

宮代町国民健康保険では、被保険者の健康の保持・増進及び長期的な医療費の抑制のため保健事業を実施しており、その中でも、特定健康診査（以下「特定健診」という。）の受診率の向上は重要な課題となっている。

本業務は、データを活用した特定健診の未受診者及び継続受診者に向けた効率的・効果的な受診勧奨を実施することで、受診率の向上を図り、第3期宮代町国民健康保険データヘルス計画にある令和8年度の受診率53.3%を目指すことを目的とする。

また、「第3期宮代町国民健康保険データヘルス計画」および「特定健康診査等実施計画」について、レセプト情報および特定健診情報等を用いて中間評価を行い、現状・進捗、課題及び計画後期に向けた方向性を明らかにすることを目的とする。

3 成果物

受診勧奨通知

受診勧奨効果検証（分析含む）及び報告書

診療情報提供事業候補者データ

中間評価報告書

中間評価説明用資料一式

納期は契約時に協議のうえ決定する。

4 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 業務体制

受注者は本業務の遂行にあたっては、責任者及び担当者を置き、発注者の指示に迅速に対応できる業務体制を組むものとする。

6 委託業務の内容

発注者は受注者に対して、「第3期宮代町国民健康保険データヘルス計画」に基づき以下の業務を委託する。

（1）受診勧奨計画の提出

- ・契約締結後、速やかに受診勧奨計画を作成し、発注者の了承を得ること。
- ・計画は企画提案した内容に基づくものとし、受診勧奨の時期、データ提供希望内容及び時期などの詳細なスケジュールを記載すること。

（2）受診勧奨対象者の抽出

- ・受診勧奨方法及び対象者の抽出方法を発注者に提示し、発注者の了承を得ること。その後、発注者提供データから対象者を抽出し、受診勧奨を実施すること。

- ・発注者から選定条件が示された場合は、当該条件に該当する対象者が選定できるようリストを提示すること。
- ・対象者抽出後、「(3) 受診勧奨通知作成と発送」に着手する以前に、発注者に受診勧奨対象者及び除外した者のリストを提出し、発注者の了承を得ること。

(3) 受診勧奨通知作成と発送

- ・通知回数は2回とし、受診勧奨効果が見込める者を抽出する。
- ・対象者の属性等に応じ内容を変えるなど、効果的な通知内容とすること。
- ・初回通知は8月初旬、2回目通知は9月下旬に発送する。
- ・初回通知は集団健診を中心に案内し、集団健診の予約に必要な個人の識別番号が記載され、予約手順がスムーズにわかる内容とする。
- ・初回通知の対象者は4,500人程度であり、属性は最低4パターンを想定している。属性のうち、40歳代（昭和52年4月1日から昭和62年3月31日生まれ）に対しては、健診を受診した場合の特典を案内する。
- ・2回目通知は個別健診について案内をする。
- ・2回目通知の対象者は3,200人程度であり、属性は最低3パターンを想定している。属性の内、健診実施医療機関（契約医療機関）に通院中で健診受診習慣のない方には、かかりつけ医を表示して受診を案内する。また、40歳代（昭和52年4月1日から昭和62年3月31日生まれ）に対しては健診を受診した場合の特典を案内する。
- ・通知物の印刷、封入封緘業務は受注者が実施すること。送付先の郵便番号、宛先、宛名は、発注者が提供する情報をもとに受注者が印刷する。
- ・宛名印字については漢字又はカナ印字とする。外字出力になる対象者についてはカナ印字対応とする。
- ・属性等による対象者の分類及び各属性の通知内容については事前に発注者の了承を得ること。また、印刷前に校正の確認を行い、発注者の要望による修正を実施するが、その回数は3回までとする。
- ・通知物の内容については、上記でパターン分けした分類毎に、健康意識を高めるメッセージを入れ込み、受診の必要性を理解し、行動変容を促すものとする。また、対象者の中には、入院中の者や、定期的に医療機関に通院している者も想定されるため、内容については配慮すること。
- ・各属性の分類ごとに対象者リストを発注者に提出すること。
- ・受診勧奨通知を作成後、サンプルを発注者に納品すること。

(4) 効果検証

- ・受診勧奨業務完了後、契約期間内に受診勧奨結果の分析及び効果検証を行い、報告書を作成の上、発注者に報告すること。
- ・次年度の健診業務、受診勧奨業務についても助言を行うこと。
- ・報告書作成にあたり受診者等のデータが必要な場合は別途発注者より提供する。

(5) 診療情報提供事業への支援

診療情報提供事業は、医療機関から特定健診未受診者の診療情報の提供を受けることで、健診結果を補完するものである。本事業の実施に当たっては、埼玉県医師会との契約に基づき、発注者が対象者を選定し、通知を作成して送付する。受注者は医療機関情報分析を実施し、対象者選定の支援と効果的な事業方法を提案する。通知時期は1月を予定している。

(6) 第3期データヘルス計画中間評価の策定支援

- ① 関係計画・データの整理
第3期データヘルス計画、特定健診等実施計画、関連資料の整理
国保レセプト情報、特定健診・特定保健指導データ等の前処理(匿名化・欠損確認 等)
- ② 現状・進捗状況の分析
被保険者構成、特定健診受診率、特定保健指導実施率・完了率
生活習慣病関連リスクの状況、医療費(1人当たり、生活習慣病関連 等)
可能な範囲で年齢・性別・地区・リスク別等の分析
- ③ 保健事業の評価
特定健診・特定保健指導、重症化予防事業、受診勧奨、健康教室・個別支援 等の実施状況整理
事業参加の有無による健診結果・受療状況等の変化の把握(可能な範囲)
- ④ 課題と今後の方向性の整理
主要指標の達成状況、受診率・保健指導・重症化予防等の課題と要因の整理計画後期に向けた重点化・改善の方向性(対象、事業内容、連携 等)の提案・成果物の作成・説明
- ⑤ 中間評価報告書(案)
行政内部・協議会等で使用する説明用資料(スライド 等)
必要に応じた打合せ・報告(開始時、中間、最終 等)

7 業務委託料及び支払い

- ・委託料は単価契約とする。受注者は、別表2「単価項目及び予定数量」に示す項目について単価を見積もること。
- ・提案時の見積総額は、受注者が提示した単価に別表の予定数量を乗じて算出した金額(消費税及び地方消費税を含む)とする。
- ・支払額は、業務完了後、実績数量に契約単価を乗じて算出した額により精算する。ただし、契約期間中の支払額(精算額)の合計は、委託上限額を超えないものとする。
- ・請求にあたっては、完了した業務の内訳がわかる明細書(単価、数量、金額)を添付すること。

8 事故への対応

- ・事故等の責任及び損害賠償等は受注者に帰属する。
- ・受注者は事故やトラブル、対象者からのクレームが生じた時には、適切な措置を講じるとともに、直ちに発注者へ報告すること。
- ・受注者は、事業開始時に管理体制を明確化するため、担当する統括者(管理者)、担当者の名簿を提出すること。

9 個人情報の取扱い

- ・別記「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守すること。
- ・個人情報保護法に基づくガイドライン等を遵守すること。
- ・受注者は、この業務を行うにあたって、遵守事項確認書を発注者に提出すること。

10 その他

- ・データの受け渡し、データの加工等に必要な機器等の準備、運搬等にかかる費用については全て受注者の負担とする。
- ・発注者が本業務の実施状況等を照会し、調査又は報告を求めたときは、速やかに対応すること。
- ・本業務に係る案件について、発注者と協議や打合せを実施した際は、速やかに議事録を作成し、発注者へ提出すること。
- ・本仕様書に定めのない事項については、別途発注者と協議し決定する。

11 発注者が提供可能なデータ

- ・発注者が提供可能なデータは別表1のとおりとする。
- ・別表1に定めるもの以外で希望するデータがある場合は、別途発注者と協議し提供の可否を決定する。

別表1

	名称	内容
1	特定健診対象者データ ※特定健診等データ管理システムのFKAC131	受診券番号、氏名、生年月日、住所、被保険者番号、性別、宛名番号等
2	受診券情報 ※特定健診等データ管理システムのFKAC161	被保険者番号、生年月日、性別、宛名番号、受診券整理番号等
3	健診結果情報 ※特定健診等データ管理システムのFKAC163、FKAC167 過去5年分	被保険者番号、生年月日、性別、宛名番号、受診券整理番号、健診実施年月日、健診機関コード、健診結果等
4	KDB 関連データ	国保データベース (KDB) システムで出力可能なデータ (レセプト関連等)
5	受診勧奨除外対象者情報 (国保喪失者、施設入所者等)	被保険者番号、宛名番号等 (上記データと突合可能な情報)
6	医科レセプト電算コード情報ファイル 21_RECDEINFO_MED.CSV	国保連合会から提供を受けられるレセプトデータ
7	健診実施医療機関一覧	個別健診を実施可能な医療機関名、住所、電話番号、医療機関コード
8	外字フォントファイル EUDC.tte	

別表 2 (単価項目及び予定数量)

No	単価項目	単位	予定数量	備考
1	受診勧奨計画作成・打合せ	式	1	契約後速やかに
2	受診勧奨対象者抽出・名寄せ・除外リスト作成	式	1	抽出条件協議含む
3	初回受診勧奨通知物作成(文案・デザイン・版下)	式	1	校正(仕様書記載回数)まで含む
4	初回受診勧奨通知印刷・封入封緘	通	4,500	
5	初回受診勧奨通知発送	通	4,500	郵便料金を含む
6	2回目受診勧奨通知物作成(文案・デザイン・版下)	式	1	
7	2回目受診勧奨通知印刷・封入封緘	通	3,200	
8	2回目受診勧奨通知発送	通	3,200	郵便料金を含む
9	受診勧奨効果検証・報告書作成	式	1	
10	診療情報提供事業 支援(分析・提案)	式	1	1月診療情報提供の個別通知想定
11	中間評価(分析)	式	1	
12	中間評価報告書案、説明資料(スライド等)作成	式	1	